

社会福祉法人平取福祉会役員等の報酬の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人平取福祉会（以下「法人」という。）の役員に対する報酬の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事長及び業務執行理事をいう。

(報酬)

第3条 役員等の報酬は、月額 35,000 円とする。

- 2 役員等のうち業務執行理事への報酬の支給は、理事長の職務を代理をすることになった期間に限るものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、役員等が法人職員を兼務している場合は、報酬は支給しない。

(費用弁償)

- 第4条 役員が会議その他招集に応じ出席したとき、又は法人業務のため旅行したときは、住所地より用務地まで、その路程により費用弁償として旅費を支給する。
- 2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法は、法人旅費規程による。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 社会福祉法人平取福祉会理事、監事、評議員に対する費用弁償及び報酬に関する規程は廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。